

8 消防関係法令・その他の法令

8-1 消防法・東京都火災予防条例

1 消防法

施行:昭和23年7月24日法律第186号 最終改定:平成30年6月27日法律第67号
施行令:平成30年3月28日政令第69号 施行規則:平成29年2月8日総務省令第4号

(1) 法の目的

火災の予防・警戒・鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災・地震等の火災による被害を軽減し、安寧秩序を保持し、社会生活の福祉の増進に資することを目的としている。

(2) 適用対象

消防法による危険物を指定数量以上貯蔵、または取り扱う場合に施設や設備（ハード面）並びに貯蔵・取り扱い（ソフト面）に関してこの法律の適用を受ける。

(3) 適用を受ける事業場の責務

- ① 許可及び届出（貯蔵所、取扱所等の設置又は変更時は許可が必要）
- ② 危険物保安統括管理者等の選任と届出
- ③ 予防規程の作成（製造所、屋外貯蔵所、屋外タンク、給油取扱所、その他）

2 危険物と指定数量

(1) 消防法による危険物

危険物の性質によって、以下の6つに類別されている（法第2条 別表）。

第1類 酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類等
第2類 可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム等
第3類 自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルカリ金属等
第4類 引火性液体	特殊引火物、石油類、アルコール類、動植物油等
第5類 自己反応性物質	有機過酸化物、ニトロ化合物、アゾ化合物等
第6類 酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

(2) 指定数量

指定数量とは、法第9条の3に規定する危険物の危険性を勘案して、政令第1条の11によって定められた数値である。

危険物の種別と品名、危険物に該当する危険物の事例と指定数量は次表を参照のこと。

(3) 危険物の種別、性質と指定数量

第1類 酸化性固体

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①塩素酸塩類 ②過塩素酸塩類 ③無機過酸化物 ④亜塩素酸塩類 ⑤臭素酸塩類	第1種 酸化性固体	塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム 過酸化バリウム 過マンガン酸カリウム	50 [kg]
⑥硝酸塩類 ⑦よう素酸塩類 ⑧過マンガン酸塩類	第2種 酸化性固体	亜硝酸ナトリウム 亜硝酸カリウム 亜硝酸アンモニウム(粒状) さらし粉	300 [kg]
⑨重クロム酸塩類 ⑩その他のもので政令で定めるもの ⑪前各号に掲げるものをいずれかを含有するもの	第3種 酸化性固体	リン硝安カリ(肥料品) 硝酸鉄(9水塩) ペルオキシニ硫酸カリウム	1,000 [kg]

第2類 可燃性固体

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①硫りん ②赤りん ③硫黄		品名欄に同じ	100 [kg]
④鉄粉		品名欄に同じ	500 [kg]
⑤金属粉 ⑥マグネシウム ⑦その他のもので政令で定めるもの ⑧前各号に掲げるものをいずれかを含有するもの	第1種 可燃性固体	アルミニウム(200メッシュ以下) チタニウム(150メッシュ以下) 亜鉛(200メッシュ以下) マグネシウム(80-120メッシュ)	100 [kg]
	第2種 可燃性固体		500 [kg]
⑨引火性固体		固形アルコール	1,000 [kg]

第3類 自然発火性物質及び禁水性物質

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①カリウム ②ナトリウム ③アルキルアルミニウム ④アルキルリチウム		品名欄に同じ	10 [kg]
⑤黄りん		品名欄に同じ	20 [kg]
⑥アルキル金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属 ⑦有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)	第1種 自然発火性物質及び禁水性物質	リチウム(粉末) リン化石灰(固状) 水素化ナトリウム	10 [kg]
⑧金属の水素化物 ⑨金属のりん化物 ⑩カルシウム又はアルミニウムの炭化物	第2種 自然発火性物質及び禁水性物質	バリウム カルシウム(粒状)水素化リチウム トリクロロシラン	50 [kg]
⑪その他のもので政令で定めるもの ⑫前各号に掲げるものをいずれかを含有するもの	第3種 自然発火性物質及び禁水性物質	ほう水素化ナトリウム	300 [kg]

第4類 引火性液体

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①特殊引火物 ②第1石油類		ジエチルエーテル 二硫化炭素 ペンタン	50 [ℓ]
	非水溶性液体	ガソリン ヘキサン ベンゼン トルエン	200 [ℓ]
	水溶性液体	アセトン アクリルニトリル エチルアミン	400 [ℓ]
③アルコール類		メチルアルコール エチルアルコール プロピルアルコール	400 [ℓ]
④第2石油類	非水溶性液体	灯油 軽油 キシレン	1,000 [ℓ]
	水溶性液体	ぎ酸 酢酸	2,000 [ℓ]
⑤第3石油類	非水溶性液体	重油 アニリン	2,000 [ℓ]
	水溶性液体	エチレングリコール グリセリン	4,000 [ℓ]
⑥第4石油類		ギヤー油 シリンダー油	6,000 [ℓ]
⑦動植物油脂類		菜種油 ごま油	10,000 [ℓ]

第5類 自己反応性物質

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①有機過酸化合物 ②硝酸エステル類 ③ニトロ化合物 ④ニトロソ化合物 ⑤アゾ化合物 ⑥ジアゾ化合物 ⑦ヒドラジンの誘導体 ⑧ヒドロキシルアミン ⑨ヒドロキシルアミン塩類 ⑩その他のもので政令で定めるもの ⑪前各号に掲げるものをいずれかを含有するもの	第1種 自己反応性物質	ジイソプロピルパーオキシジカルボネート(99%) ベンゾイルパーオキシド (75%水湿性)	10 [kg]
	第2種 自己反応性物質	アジ化ナトリウム 硫酸ヒドラジン 2,4-ジニトロフェノール 硝酸グアニジン シクロヘキサノンパーオキシド	100 [kg]

第6類 酸化性液体

品名	政令別表3の性質	危険物に該当する危険物例	指定数量
①過塩素酸 ②過酸化水素 ③硝酸 ④その他のもので政令で定めるもの ⑤前各号に掲げるものをいずれかを含有するもの		過塩素酸(60%) 過酸化水素(60%) 五フツ化ヨウ素	300 [kg]

3 危険物の貯蔵及び取扱いの制限

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。(移動タンク貯蔵所：車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し又は取り扱う貯蔵所を含む。)

※指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で取り扱う場合

危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものとみなす。

事例： ヘキサン100[ℓ]、アセトン100[ℓ]、キシレン500[ℓ]を同一場所で貯蔵
 $\text{ヘキサン}(100/200) + \text{アセトン}(100/400) + \text{キシレン}(500/1000)$
 $0.5 + 0.25 + 0.5 = 1.25$ (1以上で危険物の貯蔵所になる)

製造所、貯蔵所又は取扱所において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行われなくてはならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の位置・構造及び設備の技術上の基準は政令で定める。

製造所の基準：政令第9条、規則第10条～第13条の9

貯蔵所の基準：政令第10条～第16条、規則第14条～第24条の12

取扱所の基準：政令第17条～第19条、規則第25条～第28条の65

危険物施設の設置・変更

危険物施設(政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所)を設置・変更する者

↓

製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ

↓

市町村長、都道府県知事、総務大臣に許可を受ける

↓

完成検査を受けなければ使用できない(危険物施設の技術上の基準に適合)

消防法抜粋

〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表に掲げる品名(第11条の4第1項において単に「品名」という。)又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

〔危険物施設の設置、変更等〕

第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。)当該市町村長
- 二～四 (省略)
- 2～4 (省略)
- 5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の、うち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。
- 6 製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。
- 7 (省略)

4 指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、市町村条例でこれを定める。(法第9条の4)

- ①指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの基準(都条例第30条)
- ②少量危険物(指定数量の5分の1以上、指定数量未滿の危険物)の貯蔵及び取扱いの基準(都条例第31条)
- ③品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場所において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未滿の危険物を貯蔵し、取り扱っているものとみなす。(都条例第31条)
- ④少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等
 - 少量危険物、指定可燃物を貯蔵し、又は取扱おうとする者は、あらかじめ、その品名、数量、その他当該物品の貯蔵及び取扱いに関して火災予防上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。(都条例第58条)

東京都火災予防条例抜粋

〔指定数量未滿の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項〕

- 第30条** 法第9条の3の規定に基づき危険物の規制に関する政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未滿の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な場所で行うこと。
 - 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等火災予防上安全な措置を講ずること。
 - 三 危険物の容器は、当該危険物の性質に応じた安全な材質のものとし、かつ、容易に破損し、又は栓等が離脱しないものであること。
 - 四 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による災害の発生を防止するため、次に掲げる方法により行うこと。
 - イ 戸棚、棚等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう固定すること。
 - ロ 容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等を設けること。
 - ハ 他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵する
 - ニ 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。
 - 五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を

加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

- 六 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- 七 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質に応じて、発火の原因となる他の危険物若しくは物品との接近、接触若しくは混合又は過熱、衝撃若しくは摩擦等を避けること。
- 七の二 前号の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の規定によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱については、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。
- 八 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、下水、河川等に投棄することなく、その性質に応じ、焼却、中和又は希釈する等他に危害又は損害を及ぼすおそれのない安全な方法により処理すること。
- 九 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。
- 十 危険物を販売のため、貯蔵し、又は取り扱う場合は、自動販売機を用いないこと。ただし、第4類の危険物のうち引火点が130度以上の危険物を100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

〔少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準〕

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うとともに、適正な温度又は湿度を保つようにすること。
- 二 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置を講ずること。
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設若しくは設備、機械器具、容器等を検査し、又は修理する場合は、危険物を完全に除去する等火災予防上安全な措置を講じた後に行うこと。

(以下省略)

〔品名又は指定数量を異にする危険物〕

第32条 品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

〔少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等〕

第58条 少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする者は、当該設置しようとする日(工事を伴う場合は工事に着手する日)の10日前までに、規則で定めるところにより、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者も、同様とする。

- 2 前項の規定による届出には、少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備並びに第34条の3に規定する保安に関する計画(同条に該当する者が届け出る場合に限る。)を記載した図書その他の規則で定める図書を添付しなければならない。
- 3 消防署長は、第一項の規定による届出があつたときは、その内容がこの条例に定める少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準並びに少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いを開始する前に、当該少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備について、消防署長の検査を受けなければならない。
- 5 第1項の少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を廃止した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。
- 6 指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、規則で定めるところにより、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を定めて消防署長に届け出なければならない。

(1) 圧縮アセチレン等の貯蔵等の届出(法第9条の3)

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれある物品(指定数量未満)を貯蔵し、又は取り扱うものは、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出る。

○届出を要する物質(政令第1条の10、政令別表第1、第2)

届出を要する物質		数量
圧縮アセチレン		40kg
無水硫酸		200kg
液化石油ガス		300kg
生石灰(酸化カルシウム80%以上)		500kg
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物		
(例)	シアン化水素	30kg
	水銀	30kg
	フッ化水素	30kg
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物		
(例)	アンモニア	200kg
	塩化水素	200kg
	クロロホルム	200kg

(2) 指定可燃物の貯蔵及び取扱い基準(法第9条の4)

火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となる物品(指定数量未満)を指定可燃物として政令、都条例で指定しており、その貯蔵及び取扱い基準を都条例で定めている。

- ① 指定可燃物の指定(政令第1条の12、別表第4、都条例第33条、別表第7)
- ② 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準(都条例第33条、第34条)

○指定可燃物(都条例第33条、別表第7)

品名	数量	具体的な物品名(例)	
綿花類	200kg	製糸工程前の原毛、羽毛	
木毛及びかんなくず	400kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず	
ぼろ及び紙くず	1,000kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌	
糸類	1,000kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸	
わら類	1,000kg	乾燥わら、乾燥い草	
再生資源燃料	1,000kg	廃棄物固形化燃料(RDF等)	
可燃性固体類	3,000kg	石油アスファルト、クレゾール	
石炭・木炭類	10,000kg	練炭、豆炭、コークス	
可燃性液体類	2m ³	潤滑油、自動車用グリス	
木材加工品及び木くず	10m ³	家具類、建築廃材	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	その他のもの	3,000kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム
紙類	10,000kg	新聞用紙、印刷用紙、ダンボール	
穀物類	20,000kg	小麦粉、米粉	
布類	10,000kg	天然繊維・化学繊維の反物	

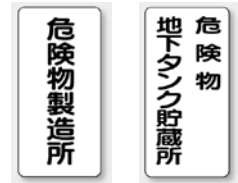
平成25年5月：表変更

5 危険物貯蔵所の表示

(1) 標識の設置対象

次の対象は、当該施設に該当する旨を、白地の板(幅0.3m長さ0.6m以上)に黒色の文字で見やすい箇所に表示する。

製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第一種販売取扱所



次の対象は、危険物の類、品名、最大数量を表示する設備を見やすい箇所に表示する。

※右図の例は、他の標識と同様に白地に黒文字の設備。

また、黒地の板(面積:0.3m²以上0.4m²以下)に黄色の反射塗料等で「危」の文字を車両の前後に掲げる。

移動タンク貯蔵所(移動貯蔵タンク)



(2) 掲示板の設置対象

掲示板は、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、取扱最大数量、指定数量の倍数を表示する。

屋内貯蔵所・地下貯蔵所(指定数量の倍数が30以下)や移動タンク貯蔵所など、危険物保安監督者を定めるものは氏名及びその職名を表示する。

上記の表示は、白地の板(幅0.3m長さ0.6m以上)に黒色の文字で見やすい箇所に表示する。



※危険物の種類に応じて、以下の掲示板(幅0.3m長さ0.6m以上)を設置する

①第1類の危険物(アルカリ金属の過酸化物質若しくはこれを含むもの) ②禁水性物品	①第2類の危険物	①第2類の危険物(引火性固体、自然発火性物品) ②第4類の危険物 ③第5類の危険物	①給油取扱所
<p>青地の板に白色の文字</p>	<p>赤地の板に白色の文字</p>	<p>赤地の板に白色の文字</p>	<p>黄赤地の板に黒色の文字</p>

6 危険物取扱者等

(1) 危険物保安統括管理者の選任

危険物を大量に取扱う製造所、貯蔵所又は取扱所は危険物保安統括管理者を選任し、危険物の保安に関する業務を統括管理させなくてはならない。

対象の事業所: 第4類の危険物を指定数量の総和が3,000倍以上取り扱う等

資格: 特に必要ない

(2) 危険物保安監督者の選任

危険物取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6月以上の危険物の取扱いの実務経験を有する者のうちから危険物保安監督者を定めなくてはならない。

(3) 危険物取扱者の資格

- ① 甲種危険物取扱者：第1類から第6類すべての種類の危険物の取扱いと立会いができる
- ② 乙種危険物取扱者：第1類から第6類のうち自分が免状を持っている類の危険物の取扱いと立会いができる
- ③ 丙種危険物取扱者：ガソリン、灯油、軽油等の指定された危険物のみを取扱いができる（立会いはできない）

※危険物取扱者は、消防試験研究センターが行なう試験に合格し、免状を受ける必要がある。

消防法抜粋

〔危険物の保安に関する業務を統括管理する者〕

第12条の7 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない。

- 2 製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物保安統括管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

〔危険物の保安を監督する者〕

第13条 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するものの中から危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。

- 2 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

〔危険物取扱者免状〕

第13条の2 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。

- 2 危険物取扱者が取り扱うことができる危険物及び甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱者免状の種類に応じて総務省令で定める。
- 3 危険物取扱者免状は危険物取扱者試験に合格した者に対し都道府県知事が交付する。

8-2 その他の法令

1 高圧ガス保安法

制定:昭和26年6月7日法律第204号 最終改正:平成27年6月26日法律第50号(未施行)
施行令:平成28年10月28日政令第340号(未施行)

(1)法の目的

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、移動、その他の取り扱い及び消費並びに容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としている。

(2)適用対象

①高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売、輸入、移動、廃棄を行う事業場

※法律が定義する高圧ガスを上記いずれかの段階で取扱っていれば、法律の適用を受ける。

※製造は、「高圧ガスの状態にすること」、「高圧ガスの状態で圧力を変更すること」、「圧縮ガスを液化ガスに、液化ガスを圧縮ガスにすること」、「容器に充てんすること」をいいます。圧力を変更するといっても、ヘリウムをボンベから風船に詰める場合は、風船の中の圧力は1MPa以下なので「製造」にはあたりません。

②容器の取扱いの規制

高圧ガスは気密性を有する装置や容器に入った状態で取扱われる。その装置や容器に欠陥があると、破裂事故や漏洩事故につながる危険があり、容器の製造や充填、容器の検査等を細かく規制している。

(3)適用を受ける事業場の責務

- ①各段階での許可・届出の義務。
- ②施設の基準維持、保安検査を受ける。
- ③統括者・主任者等の選任、届出、従業員への保安教育を行う。

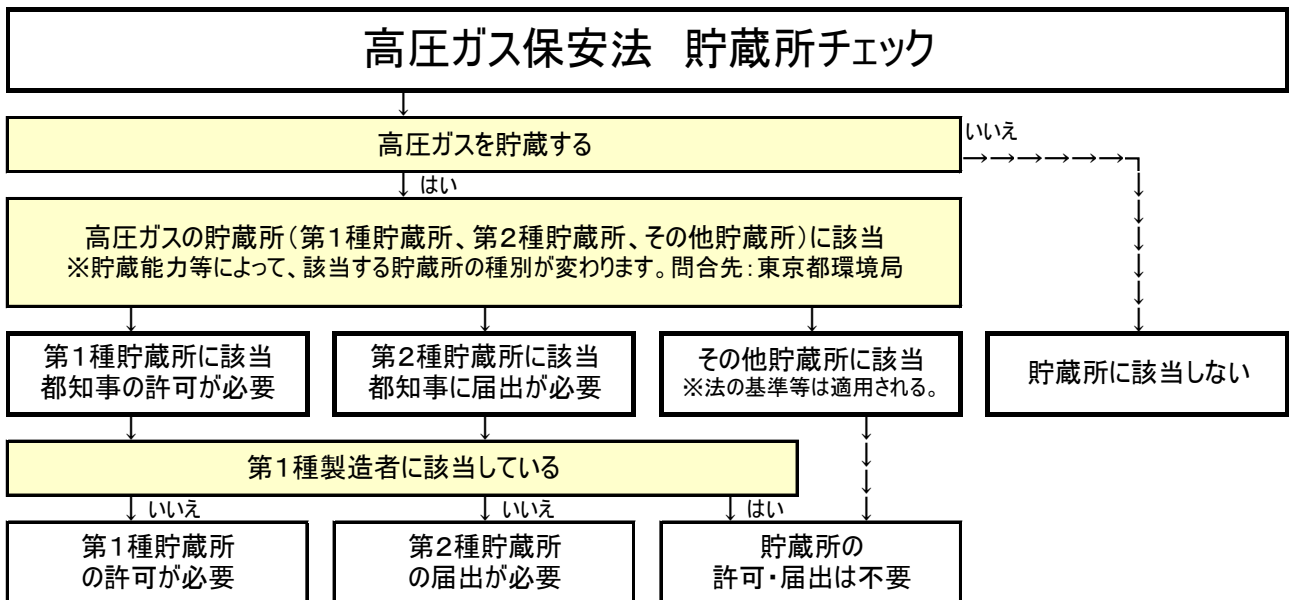
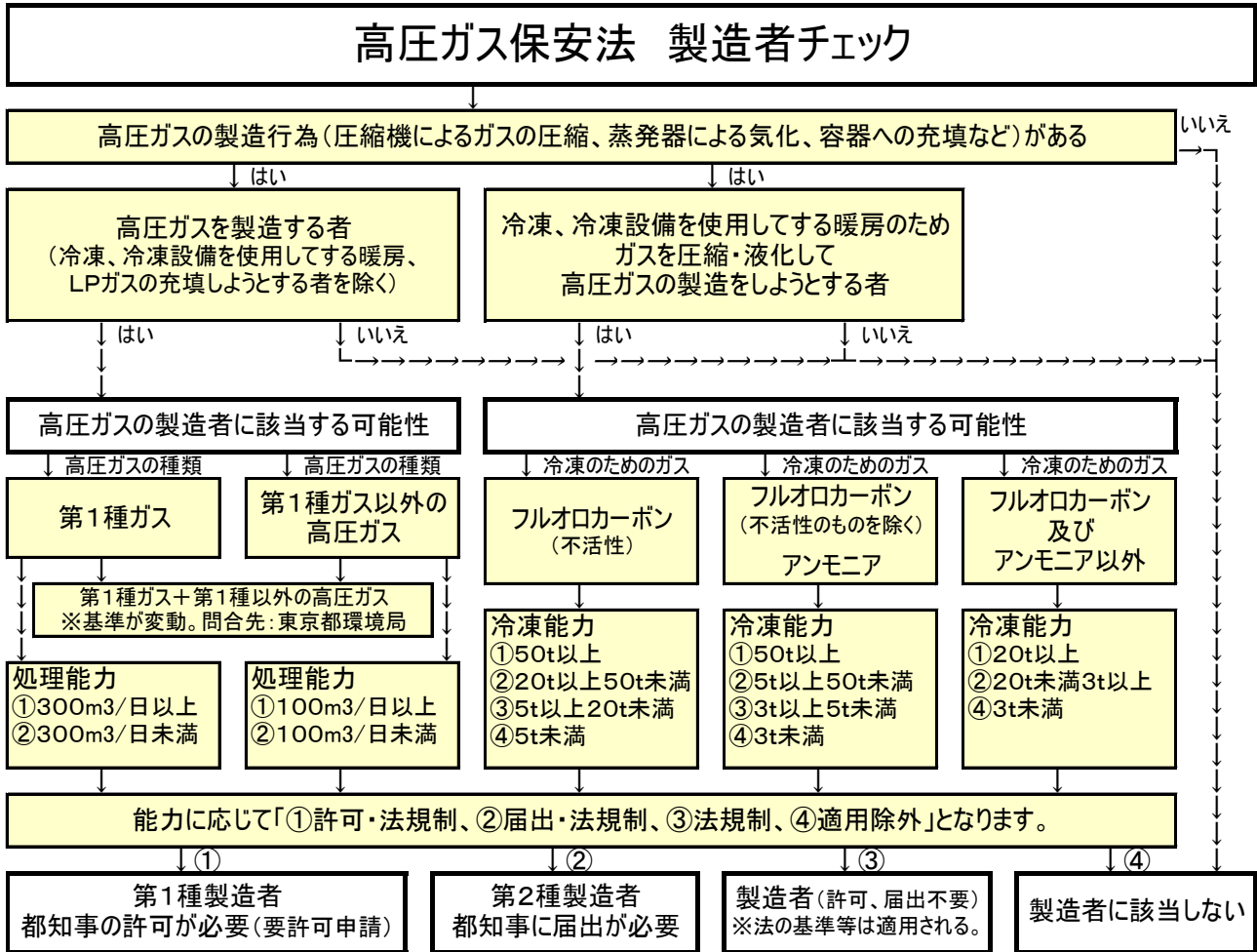
(4)高圧ガス(高圧ガス保安法第二条)

- ①常用の温度において圧力が1MPa(メガパスカル)以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1MPa以上であるもの又は35℃において圧力が1MPa以上となるもの
例:酸素、水素、窒素、メタン、空気
- ②アセチレンガスであって、常用の温度において圧力が0.2MPa以上となるもの、又は15℃において圧力が0.2MPa以上となるもの
通称:圧縮アセチレンガス
- ③常用の温度において圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス
例:液化窒素、炭酸ガス、アルシン、LPG
- ④前号に掲げるものを除くほか、35℃において0Paを超える液化ガスのうち、政令で定めるもの
例:液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

(5)貯蔵に関する一般基準(抜粋)

- ①可燃ガス又は毒性ガスの貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽によりすること。
- ②貯槽(不活性ガス及び空気を除く)の周辺2m以内において火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性のものを置かないこと。
- ③液化ガスの貯槽は、液化ガスの容量が当該貯槽の常温の温度においてその内容積の90%を超えないようにすること。
—以下省略—

高圧ガス保安法



(6) 高圧ガス容器の表示について

高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができる高圧ガスの容器は、容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号)により保安についての規定が置かれている。

① 容器の色

高圧ガスの種類に応じて、塗色をその容器の外面の見やすい箇所に、容器の表面積の2分の1以上について行うものとする。

※高圧ガスの容器の外表面(断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外表面。)に表示を行なう。

※水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充てんするための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

○高圧ガス容器の色

高圧ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かつ色
その他の種類の高圧ガス	ねずみ色

②名称・性質等の表示

容器の外表面に以下の事項を明示する。

※高圧ガスの容器の外表面(断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外表面。)に表示を行なう。

③充填することができる高圧ガスの名称

充填することができる高圧ガスが以下の性質の場合、その性質を示す文字を表示する。

イ. 可燃性ガスの場合は、「燃」を表示。

ロ. 毒性ガスの場合は、「毒」を表示。

④所有者・管理業務受託者の表示

容器の外表面に容器の所有者(当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者)は以下の内容を告示で定めるところに従って明示する。

イ. 氏名・名称、

ロ. 住所、

ハ. 電話番号

※液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器などに例外あり。

2 アスベスト(石綿)

(1)アスベストとその問題

①アスベストの概要

アスベストは、天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物である。石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれ、耐熱性・耐薬品性・絶縁性に優れていることから、建築資材や電気製品など3,000種を超える利用形態があるといわれている。過去はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿吹付け作業が行われてきたが、1975年に禁止された。1987年に学校等における吹付けアスベストの劣化や損傷が問題化し、室内環境や一般環境への汚染による一般住民の健康被害のおそれに関わる問題が広く認知された。

2005年6月30日に石綿含有製品製造工場や建築現場で暴露した労働者の労働災害事例や、工場周辺住民の健康被害が明らかになったことから再び社会問題化した。このようなことから、2006年9月に石綿及び重量の0.1%を超えて含有する石綿含有物の全ての物の製造、輸入、譲渡提供、使用が禁止された。

②アスベストによる健康被害アスベスト繊維は、肺繊維症(じん肺)や悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺癌を起こす可能性があることが知られている。アスベストによる経年被害、例えば中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後で発病することが多いなど、アスベストを吸引してから長い年月を経て被害がわかる。アスベストを吸引により発生する主な疾病を以下に紹介する。

- イ. 石綿(アスベスト)肺: 肺が繊維化してしまう肺繊維症(じん肺)という病気の一つであり、石綿暴露によっておきた肺繊維症を特に石綿肺と呼ぶ。アスベスト暴露が無くなった後においても進行することがある。
- ロ. 肺癌: 肺細胞に取り込まれた石綿繊維の、主に物理的的刺激により肺癌が発生するとされている。また、喫煙と深い関係にあることも知られている。
- ハ. 悪性中皮腫: 肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜にできる悪性の腫瘍であり、進行が早いのが特徴。



写真: クリソタイル



写真: クリソタイルの原石
写真提供 (社)日本石綿協会

(2) 大防法・都条例に基づく届出等の改正

(改正の趣旨)

近年、石綿が飛散する事例や、石綿使用の有無の事前調査が不十分である事例が確認されている。また、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者が十分な対応を取り難いことも問題となっている。

他方、石綿使用の可能性のある建築物の解体工事は、今後、平成40年頃をピークに全国的に増加すると推計されている。これらのことから、石綿飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法・東京都環境確保条例の改正が行われた。

大気汚染防止法改正: 平成25年6月21日法律第58号、東京都環境確保条例: 平成26年3月31日条例第74号
施行: 法律・条例とも、平成26年6月1日

石綿含有建築物(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)が使用されている建築物)の解体工事等を行う場合に、アスベストに関する以下の届出等を行う必要がある。

- ①大気汚染防止法: 「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業を行う際には、解体工事の事前調査・届出が必要となる。

イ、解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け

解体等工事の受注者及び自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならない。

また、解体等工事の受注者は、発注者に対し調査結果等を書面で説明しなければならない。

(届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となる。)

ロ、特定粉じん排出作業実施届の提出

工事施工開始の14日前までに提出する。(届出義務者は、工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更になった。)

- ②東京都環境確保条例: 「粉塵の飛散防止方法、石綿濃度の測定等計画書」の提出の義務づけ
(届出義務者は、工事の発注者又は自ら施工する者(発注者等)に変更された。)

石綿含有建築物解体等工事の開始の日前14日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画「飛散防止方法、石綿濃度の測定計画書」を知事に届け出なければならない。

- ③区・市町村で、要綱・指針・大綱等で掲示板の設置等の規定がある場合がある。

※注: 東京都内の場合、大防法・都条例に基づく、届出の窓口は特別区の環境担当課である。

- ・工事の対象が「同一敷地内にある複数の建築物」であっても、建築物1棟ごとに作成する。

- ・工事施工開始日の14日前までに、正本及び副本の計2部を提出する。

- ・東京都環境確保条例第35号様式は、大気汚染防止法の届出と同時に行う。

- ・建築物の解体作業を行う場合は、『大気汚染防止法』の規定と条例の趣旨の内容を周知するために、区・市町村の定めた表示をする義務づけされている場合がある。

○建物・工作物のアスベストに関する届出

規 模 等		規 模 要 件		大気汚染防止法	環境確保条例
施 設	材 料	延 面 積	吹付け面積	特定粉塵排出等作業 の実施の届出	飛散防止方法等計画 書の届出
		建築物そ 他の工 作物	吹付け材		
500㎡未満	15㎡以上			要 届 出	要 届 出
	15㎡未満			要 届 出	—
保温材等	500㎡以上		(区分なし)	要 届 出	要 届 出
	500㎡未満	(区分なし)	要 届 出	—	

(3) 廃掃法に基づくアスベスト廃棄物等の保管・廃棄**① 廃石綿等**

イ. 建築物等(建築物その他の工作物)に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。

※「石綿を吹き付けられたもの」は大防法施行令第3条の3の「吹付け石綿」と同義であり、石綿含有吹付材(石綿含有ロックウール吹付材や石綿含有パーライト吹付材)を含む。

ロ. 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

- ・石綿保温材
- ・珪藻(けいそう)土保温材
- ・パーライト保温材
- ・人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

② 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、粉塵マスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

③ 廃掃法施行令別表第3の1の項に掲げる施設において生じた石綿であって、集塵施設によって集められたもの(輸入されたものを除く。)

④ 特定粉塵発生施設又は集塵施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防塵マスク、集塵フィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの(輸入されたものを除く。)

⑤ 石綿であって、集塵施設によって集められたもの(事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。)

⑥ 廃棄された防塵マスク、集塵フィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの(事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。)

(4) 石綿含有廃棄物**① 石綿含有一般廃棄物**

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

② 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

(5) 事業所における特別管理産業廃棄物の保管・飛散防止

① 保管: 特別管理産業廃棄物に係る保管の基準及び産業廃棄物に係る保管の基準等に従い保管する。

※「特別管理産業廃棄物の保管場所」の掲示板を設ける必要がある。

イ. 廃石綿等: 排出事業者は廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように、これを保管しなければならない。

ロ. 石綿含有廃棄物: 排出事業者はその産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように、これを保管しなければならない。

② 飛散防止

排出事業者は廃石綿等が運搬されるまでの間、廃石綿等の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、次のいずれかの方法により廃石綿等の飛散の防止を図ること。

イ. 十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。

※十分な強度を有する耐水性の材料の例として、0.15mm以上の厚みがあるプラスチック袋等、堅牢な容器(ドラム缶等の密閉容器)がある。

ロ. コンクリート等により固形化する。

(6) 特別管理産業廃棄物管理責任者

廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、

廃石綿等を生ずる事業場ごとに、資格を有する特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならない。

(7) 廃石綿等の埋立処分基準の強化 (廃棄物処理法:平成23年1月23日政令12号、施行23年4月1日)

- ① 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置(注)を講じた後、耐水性の材質で二重に梱包することとする。
 ※注:現在は、「耐水性の材料で二重に梱包すること又は固形化すること」とされている。
- ② 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を、土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。
 ※注:即日覆土に係る規定を追加

3 ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン法 | ダイ特法)

施行:11年7月16日法律第105号 最終改正:平成23年8月30日法律第105号

施行令:平成17年8月15日政令第277号 施行規則:平成22年3月31日環境省令第5号

(1) 法の目的

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及び除去等をするため、ダイオキシン類に関する基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に関する措置を定め、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(2) 適用を受ける事業場 (※次の特定施設を設置している事業場)

- ① 大気基準適用施設
 - ・廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)
 - ・銑鉄製造用焼結炉(原料処理能力1t/h以上)
 - ・製鋼用電気炉(変圧器定格容量1,000kVA以上)
 - ・亜鉛回収施設(原料処理能力0.5t/h以上の溶解炉、焙焼炉等)
 - ・アルミニウム合金製造施設(容量1t以上の溶解炉、原料処理能力0.5t/h以上の焙焼炉等)
- ② 水質基準対象施設
 - ・廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、灰の貯留施設等
 - ・二塩化エチレン洗浄施設
 - ・PCB処理・洗浄施設
 - ・下水道終末処理施設、等

(3) 適用を受ける事業者の責務

- ① 該当する施設についての届出(設置届、変更届等)
- ② 規制基準の遵守
- ③ 公害防止管理者の選任、等

○排出ガスの排出基準

特定施設の種類		新設施設の排出基準	既設施設の排出基準
廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
	2~4t/時	1ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	2t/時未満	5ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
製鋼用電気炉		0.5ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
焼結施設		0.1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
亜鉛回収施設		1ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
アルミニウム合金製造用施設		1ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N

○排出水の排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、灰の貯留施設、二塩化エチレン洗浄施設 PCB処理・洗浄施設、下水道終末処理施設、等	10pg-TEQ/l

4 毒物及び劇物取締法

施行:昭和25年12月28日法律第303号
 施行令:平成26年7月30日政令第269号

最終改正:平成27年6月26日法律第50号
 施行規則:平成27年6月19日厚労省令第113号

(1) 法の目的

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(2) 定義

①「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。判定基準を大人で換算すると、たとえば誤飲した場合の致死量が、2g程度以下のもの。

黄燐、四アルキル鉛、シアン化水素、シアン化ナトリウム、EPN、パラチオン、ジニトロクレゾール、メチルジメトン、水銀、セレン、ニコチン、ニツケルカルボニル、砒素、弗化水素、硫化燐等 法別表では27種類

②「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。判定基準を大人で換算すると、たとえば誤飲した場合の致死量が、2 - 20g程度のもの。あるいは刺激性が著しく大きいもの。

アクリルニトリル、アクロレイン、アニリン、アンモニア、塩化水素、塩化第一水銀、過酸化水素、過酸化ナトリウム、カリウム、クレゾール、クロロホルム、シアン酸ナトリウム、四塩化炭素、重クロム酸、蔞酸、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、ナトリウム、クレゾール、トルイジン、二硫化炭素、発煙硫酸、フェノール、無水クロム酸、メタノール等 法別表では93種類

③「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。毒物のうちで極めて毒性が強く、且つ広く一般に使用されるもの。

オクタメチルピロホスホルアミド、四アルキル鉛、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸アミド等 法別表では9種類

④普通物とは、上記に該当しないもの。

注:平成26年6月25日政令第227号、毒物及び劇物指定令の一部改正により、毒物・劇物の指定が一部改正された。

(3) 禁止規定

- ① 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。
- ② 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。
- ③ 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「毒物劇物営業者」という。)に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。
- ④ 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。等

(4) 営業等の登録等

- ① 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事、政令で定める市長、市長又は特別区長が行う。
- ② 毒物劇物販売業の登録は、毒物の種類ごとに、市長又は特別区長が行う。
- ③ 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

医薬用外劇物

医薬用外毒物

(5) 貯蔵・陳列場所の表示

毒物劇物営業者および特定毒物研究者に限らず毒物劇物を業務上取扱う者は、毒物または劇物を貯蔵し、または陳列する場所に「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

【表示例】

毒物及び劇物取締法(抜粋)

(営業の登録)

第4条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事、政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長が行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

(販売業の登録の種類)

第4条の2 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

- 一 一般販売業の登録
- 二 農薬用品目販売業の登録
- 三 特定品目販売業の登録

(毒物劇物取扱責任者)

第7条 毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。-略-

2 毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を二以上あわせて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

(毒物劇物取扱責任者の資格)

第8条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 薬剤師
- 二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

(毒物又は劇物の表示)

第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(参考)毒物又は劇物の取扱い(法第11条・法第22条第5項)

(1) 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(2) 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有するものであって政令で定めるものがその製造所、営業所もしくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、漏れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(毒物又は劇物を含有するものであって政令で定めるもの)

① 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。)

② 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。)

(3) 製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

○ 毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年薬務局長通知)

・ 毒物劇物を貯蔵陳列する場所は、その他のものを貯蔵、陳列する場所と明確に区別された毒物劇物専用のものとし、鍵がかけられる設備等のある堅固な設備とすること。

・ 貯蔵陳列する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

(4) 毒物又はすべての劇物は、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

環境マネジメント関連法令集

(環境関連法令・条例・関連資料)

～環境マネジメントシステム構築に向けて～

発行年月日:2019(令和元)年5月

編集・発行:●エコアクション21 地域事務局東京中央

●東京城北エコアクション21 研究会

エコアクション21 地域事務局東京中央

〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-15-7

白鳳ビル 202

Tel & Fax ; 03 (3392) 5231